

高齢者への特殊詐欺被害を防止

自動通話録音機を無料で貸し出します

問い合わせ 生活相談課 ☎ 072(740)1333
Fax 072(740)1168 • ✉ kawa0179@city.kawanishi.lg.jp

振り込め詐欺などの特殊詐欺の被害や電話勧誘によるトラブルを防止するため、自動通話録音機を貸し出します。同録音機は電話着信時、会話内容を自動録音する旨を伝えるメッセージが流れるため、詐欺防止につながります。

対象＝市内在住の高齢者（4年3月31日時点で70歳以上の）で、高齢者のみの世帯か中高齢者のみとなる世帯の人（2年度利用者除く）▷定員＝100人程度▷申し込み＝市役所2階の生活相談課や各行政センターなどに備え付けの申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を書き、6月1日(火)～30日(水)（必着）に郵送かファクス、メールで〒666-8501・生活相談課へ



*写真はイメージです

ひとり親世帯とその他の低所得の子育て世帯が対象

児童一人に5万円給付金を支給します

問い合わせ こども支援課 ☎ 072(740)1179

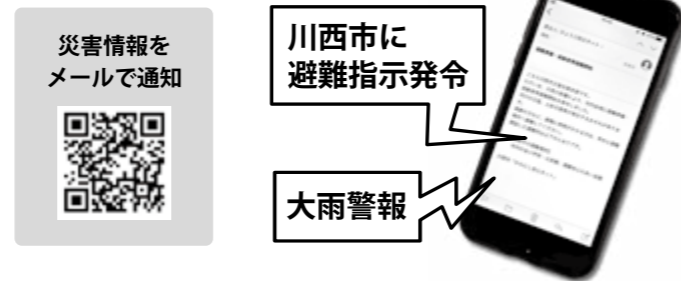
長期化するコロナ禍におけるひとり親世帯とその他の低所得の子育て世帯の生活支援を行うため、児童一人当たり5万円の子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

ひとり親世帯 次の①～③のいずれかに該当する子どもがいるひとり親が対象。①3年4月分の児童扶養手当を受給した人（申請は不要）②公的年金を受給していることで3年4月分の児童扶養手当を受給していない、収入が同手当の収入基準額未満の人③新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、児童扶養手当の収入基準額未満の水準となった人。申請期限は4年2月28日(月)。必要書類など詳しくはこども支援課へ。

低所得世帯 平成15年4月2日以降に生まれた子どもや、特別児童扶養手当の対象の障がい児（申請日時点で20歳未満）がいる3年度非課税世帯が対象です（ひとり親世帯を除く）。新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなどし、非課税相当となる見込みの世帯も含まれます。申請期限は4年2月28日(月)。所得制限や支給予定日、申請手続きなどについては、詳細が決まり次第、市ホームページなどに掲載します。

災害情報を素早く取得できます

携帯電話のメールやアプリを活用



市内で発令された警報や、避難情報の他、気象情報などをメールやアプリで通知します。メール（かわにし安心ネット）の登録希望者は✉ kawanishi@bosai.net に空メールを送信するか、Ⓜ http://bosai.net/kawanishi（上の2次元コードからアクセス可）へアクセスを、アプリ（ひょうご防災ネット）の利用希望者は「App Store」や「Google Play」で「ひょうご防災」を検索してください。

砂災害警戒区域や浸水想定区域などの危険な区域に位置する場合は、市が発令する避難情報に従い、速やかに安全な場所（親戚や知人宅、市が指定した避難所など）へ避難してください。自宅が危険な区域に位置していなければ、在宅避難を行ってください。避難場所が決まったらマイ避難カード（右上図）を作成し、普段から目に付く場所に貼るなど、事前に目に見える形で残しておいてください。詳しくは下の2次元コードから市ホームページへ。



自宅や知人宅も避難の選択肢です

避難場所の事前確認

自宅はハザードマップ（右の2次元コードからアクセス可）で土砂災害警戒区域や浸水想定区域など危険な区域にありますか？

はい ↓ いいえ ↓

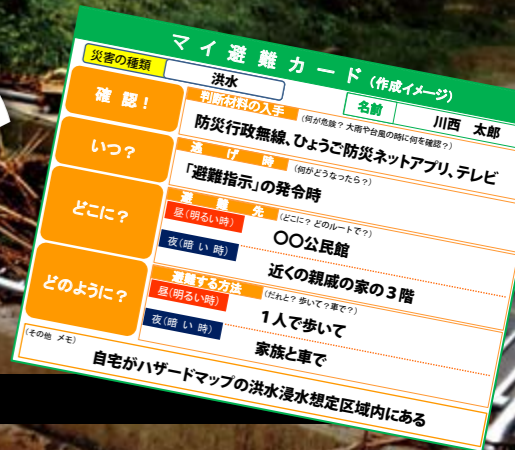
- 避難所へ避難**
- 安全な親戚宅や知人宅へ避難**
- 安全な旅館やホテルへ避難**
- 在宅避難**
安全が確保されている場合は自宅にとどまってください。ただし、少しでも危険と感じたら市が指定した避難所へ避難してください。

感染症対策 自宅療養中の新型コロナウイルス感染症患者専用の避難所を準備しています。災害時に避難が必要な時は市災害対策本部☎ 072(740)1111 まで連絡してください。

事前確認が肝心 風水害への備え

問い合わせ 危機管理課 ☎ 072(740)1145

大雨や台風による冠水・土砂災害への警戒が必要な時期となりました。災害に直面してから考えるのではなく、事前にマイ避難カードなどで避難方法を確認しておくことが大切です。



避難情報の内容を変更
災害時に速やかな避難行動ができるよう法改正が行われ、今後発令する避難情報が変更となりました。
警戒レベル3の「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に変更します。警戒レベル4は、「避難勧告」と「避難指示」の2段階を「避難指示」に統一。警戒レベル5は「災害発生情報」から「緊急安全確保」に変更します。
身に危険が迫る前に避難を
近年は大雨や台風による被害が大きくなる傾向にあります。身に危険が迫る前に避難してください。
災害時は感染症対策を講じた上で、各小学校（明峰・多田小学校を除く）と明峰・多田中学校を第一段階の避難所として開設します。ただし、避難する場所は避難所だけではありません。自宅の2階に逃げるなど、各自がより安全な方法を確認してください。
今から避難する場所を確認
ハザードマップで確認し（5ページ下参照）、自宅が土

「警戒レベル4までに避難行動を」 — 風水害の警戒レベルと避難情報

警戒レベル	避難情報	取るべき行動	危険度
警戒レベル5	緊急安全確保	安全な避難ができず、命が危険な状況です。命を守る最善の行動を取ってください。	高 ↑ ↓ 低
警戒レベル4	避難指示	人的被害の危険性が非常に高い段階です。全員直ちに避難行動を取ってください。避難所への移動が危険な場合は、近所や自宅内のより安全な場所に避難してください。	
警戒レベル3	高齢者等避難	高齢者や障がい者など避難に時間を要する人とその支援者は避難してください。他の住民は避難の準備をしてください。	
警戒レベル2	大雨・洪水注意報（気象庁が発表）	避難に備えてハザードマップなどで自らの避難行動を確認してください。	
警戒レベル1	早期注意情報（気象庁が発表）	最新の気象情報に注意。	